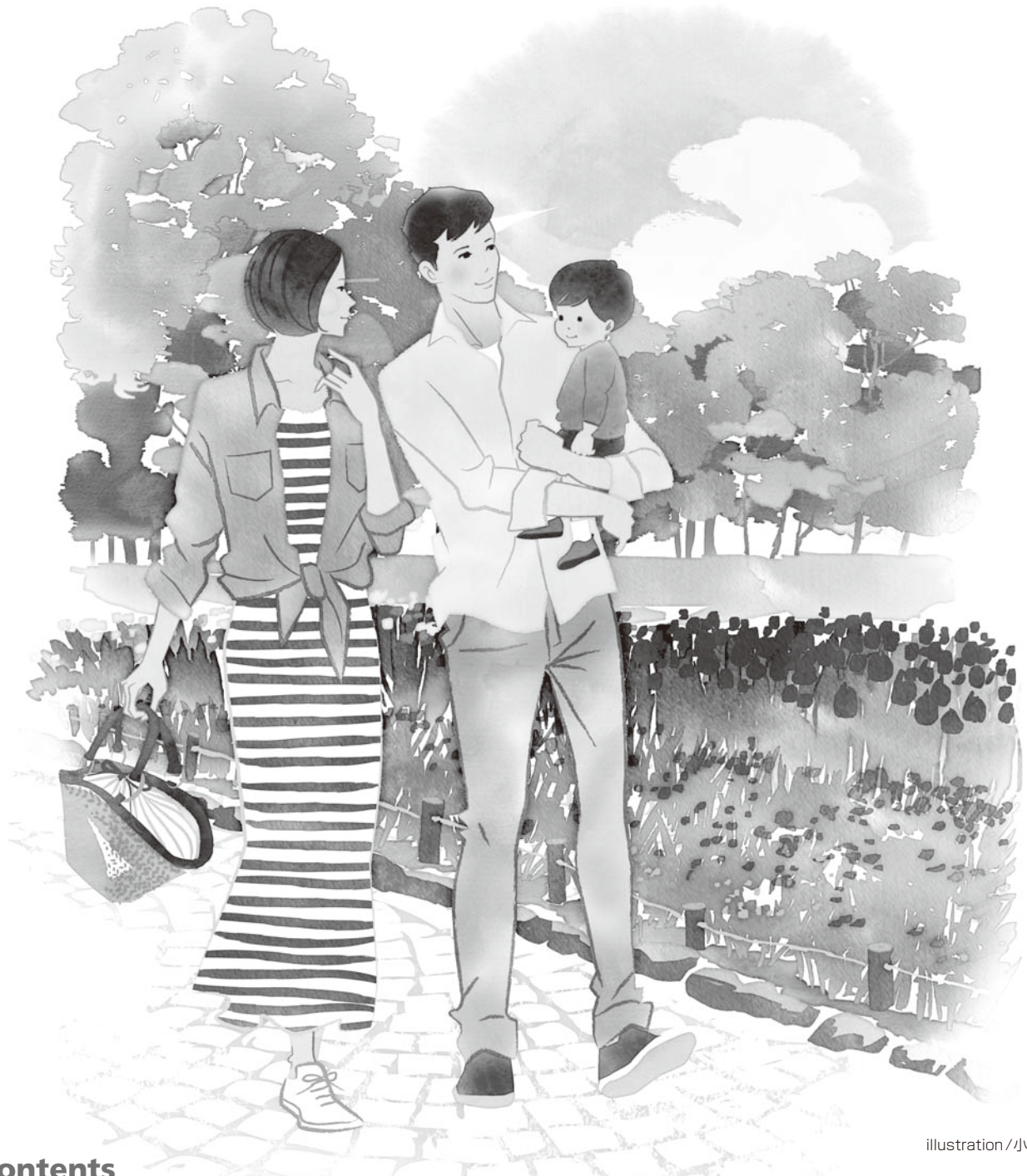


# WELL

シャープ健康保険組合

Vol.43  
2014.3



illustration/小野塚 綾子

## Contents

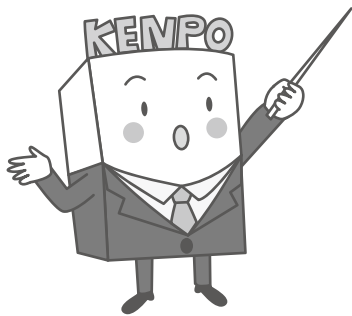
2014年度予算のお知らせ	2	70~74歳の窓口負担の見直し	6
任意継続および特例退職被保険者の標準報酬月額	4	産前産後休業期間中の保険料免除	7
国民健康保険への切替申出書	5	2014年度特定健診のご案内	8

健康保険組合への各種届出用紙がホームページからダウンロードできます。郵送料の削減にご協力ください。

<http://kenpo.sharp.co.jp/>

# 2014年度 予算・ 事業計画

2014年度収支予算が、去る2月の組合会において可決・承認されたので、その概要をお知らせします。



## 2014年度 予算のポイント

### ●健康保険組合を取り巻く状況

現行の高齢者医療制度が施行された2008年度以降、全国の健康保険組合の経常収支は、6年連続で3,000億円以上の赤字となっており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされています。

また、少子高齢化が進み、団塊の世代が65歳に達して前期高齢者となるなど、高齢者医療費や高齢者医療制度への納付金等は今後急速に増大し、大幅な赤字傾向はさらに続く予想されます。

このような状況の中、現役世代の負担も急激に増加しており、すでに限界に達しています。国民皆保険制度を維持するためにも、国には高齢者医療に対して早期に公費5割を投入するとともに、現役世代と高齢者のバランスのとれた応分の負担構造へ見直すことを強く求めてまいります。

## 健康保険

予算総額  
198億5,500万円

### ◆一般勘定基礎数値

健康保険料率	10.6%据え置き
被保険者	4.237%
会社	6.363%

### ◆平均加入者数

従業員	被保険者	27,567人	(前年比▲ 776人)
	被扶養者	36,499人	(前年比▲1,010人)
特退 (OB)	被保険者	4,159人	(前年比▲ 595人)
	被扶養者	4,076人	(前年比▲ 577人)

### ◆平均標準報酬月額

従業員	425,731円	(前年比+13,812円)
特退(OB)	241,667円	(前年比▲18,333円)

※特退の標準報酬月額は全員一律です(3月まで260,000円、4月以降240,000円)。  
今回、平均標準報酬月額の算定基準となる従業員の前年度報酬が減少したため、算出の結果、1等級下がることとなりました。

### ●予算概要

当組合の2014年度予算は、財政の立て直しを図るため保険料率10.6%を継続し、法定準備金などの不足金を補う予算編成とします。

収入では、保険料収入は193億87百万円(前年度比+15.8%)、事業収入・他4億68百万円で、予算総額198億55百万円を見込みます。

支出では、みなさまの医療費などに充てられる保険給付費は98億円、高齢者医療への納付金は67億円を見込みます。保険料収入に占める割合では、保険給付費は49.4%、納付金は33.8%で、合計83.2%となる見込みです。

介護保険については、健康保険組合は保険料を徴収し納付することで介護保険制度に協力します。各組合の40～65歳の該当者数を基に介護納付金は算定されます。

## 介護保険

予算総額  
21億5,100万円

### ◆介護勘定基礎数値

介護保険料率	1.7%据え置き
被保険者	0.85%
会社	0.85%

### ◆介護勘定収支

収入	
科目	予算額(百万円)
介護保険収入	2,151
合計	2,151

支出	
科目	予算額(百万円)
介護納付金	1,894
介護保険料還付金	0
積立金	257
合計	2,151

### 【全体】

#### ◆一般勘定収支

収入	
科目	予算額(百万円)
保険料収入	19,387
事業収入・他	468
繰入金	0
合計	19,855

支出	
科目	予算額(百万円)
保険給付費	9,809
納付金	6,715
保健事業費・他	1,385
予備費	1,946
合計	19,855

単年度収支差引額 1,946

### 【再掲】

#### ◆特退(OB)収支

収入	
科目	予算額(百万円)
保険料収入	1,270
事業収入・他	89
繰入金	-
合計	1,359

支出	
科目	予算額(百万円)
保険給付費	2,692
納付金	-
保健事業費・他	49
予備費	-
合計	2,741

単年度収支差引額 ▲1,382



## 事業計画

### 加入者のみなさまの 「心とからだの健康づくり」や 「健全財政の維持」に努めます

- 特定健診・特定保健指導の積極的な推進による生活習慣病予防対策の強化
- がん検診の受診促進および喫煙者対策などによるがん対策の強化
- 保健事業の検証・分析による効果的施策への転換
- 社会保障制度改革への対応（「データヘルス計画」、 「社会保障・税番号制度」等の動向把握および対応の検討など）
- 医療費、納付金抑制推進（被扶養者適正化推進およびジェネリック医薬品転換促進など）
- 事業運営の合理化・効率化（ムダ撲滅の推進）

今年度の当組合の納付予定額を賄うためには、1.7%（前年度1.7%）の介護保険料率が必要となります。



今後とも被保険者、被扶養者のための健康づくりや疾病予防事業などの推進という保険者機能を発揮して、医療費の適正化に努めてまいります。

みなさまにおかれましては、健康管理への関心を高められ、当組合が実施する「健診事業」や「ジェネリック医薬品の使用促進」などに積極的に参加されるとともに、安易な受診やはしご受診、時間外受診などは避けるなど、医療費の削減にご協力くださいますようお願いいたします。

## ● 特例退職被保険者制度

特例退職被保険者制度とは、国の老齢厚生年金の支給開始年齢に達している60歳以上74歳までの退職者を対象に、後期高齢者医療制度に加入するまでの間、在職中の被保険者と同じ保険給付（傷病手当金は除く）や健診等の保健事業を受けることができる制度です。全国に1,420ある健康保険組合の中で61組合（平成25年3月末現在）に特例退職被保険者制度があります。

シャープ健康保険組合は、特定健康保険組合として厚生労働大臣の認可を受け、この制度に基づく退職者医療給付を実施しています。

## ● 任意継続および特例退職被保険者の標準報酬月額について

標準報酬月額（健康保険および介護保険）は毎年1回見直しが行われ、2014年度は次のとおりとなります（介護保険料は40歳以上～65歳未満です）。

### ■ 任意継続被保険者（前年より1等級下がります）

	2013年度（2014年3月31日まで）		2014年度（2014年4月1日から）	
標準報酬月額の上限	440千円（28等級）		410千円（27等級）	
保険料率	健康保険 10.6%	介護保険 1.7%	健康保険 10.6%	介護保険 1.7%
上限での保険料	46,640円	7,480円	43,460円	6,970円

### ■ 特例退職被保険者（前年より1等級下がります）

	2013年度（2014年3月31日まで）		2014年度（2014年4月1日から）	
標準報酬月額	260千円（20等級）		240千円（19等級）	
保険料率	健康保険 10.6%	介護保険 1.7%	健康保険 10.6%	介護保険 1.7%
保険料	27,560円	4,420円	25,440円	4,080円

※2014年3月27日引き落としから、保険料が変更となります（手数料も105円から108円に改定）。

## 特例退職被保険者の保険料の算出方法

法の定めにより、前年の9月30日におけるシャープ健康保険組合の現役被保険者の平均標準報酬月額と、前年の平均標準賞与額の12分の1を加えた額の2分の1を特例退職被保険者の標準報酬月額とし、それに保険料率を乗じた額が月額保険料となります。

※従業員の前年度報酬が減少したため、算出の結果、1等級下がり240千円となります。

## ● 国民健康保険との比較について

国民健康保険（国保）は、加入者の家族構成や年金等の収入状況、お住まいの市区町村により異なりますが、特例退職被保険者制度（特退）に比べ保険料が安くなる場合があります。国保への切り替えをご希望の方は、本誌5ページの「国民健康保険への切替申出書」に必要事項をご記入のうえ、シャープ健康保険組合（保険証・給付金担当）までお送りください。

※国保への切り替えは、随時受け付けています。

※国保の詳細については、お住まいの市区町村の国保窓口へお問い合わせください。

この例では、年間総所得が200万円以下なら国保のほうが安くなります。

### （例）夫婦いずれかが無収入で大阪市の国保に加入した場合の保険料比較

年間総所得	国保へ加入 本人と配偶者の年齢		特退へ加入 ※配偶者の保険料は不要	
	ともに40～64歳	ともに65～74歳	65歳未満	65歳以上
100万円	17,700円	14,100円	29,520円	25,440円
200万円	29,000円	23,100円		
300万円	40,200円	32,100円		
400万円	51,100円	41,100円		

一律保険料です  
(65歳未満は介護保険料含む)

※国民健康保険料は、2013年度の保険料率で試算しています。 ※特退保険料は、2014年4月分（標準報酬月額240千円）で試算しています。

# 退職者(特例退職・任意継続)の方へ

国民健康保険への切り替えを希望する方は、この切替申出書をご利用ください

## 国民健康保険への切替申出書

シャープ健康保険組合 理事長 殿

国民健康保険へ切り替えますので、申請いたします。

平成 年 月 日

被保険者証の記号・番号				生年月日			
1000 または 100	-			昭和 ・ 平成	年	月	日
氏名	フリガナ						
	Ⓜ						
住所	郵便番号		-				
	フリガナ						
	電話番号		( )				
任意継続被保険者(記号が100)の方へ 任意継続の保険料は何月分まで納めますか?				保険料最終納付月 平成 年 月分			

※国民健康保険へ切り替えますと、シャープ健保へ再加入することはできませんので、ご注意ください。  
「国民健康保険への切替申出書」を提出された方へは、資格喪失日までに「資格喪失通知」を郵送いたします。

以上

### 国民健康保険への切り替え時期について

被保険者の別	国民健康保険への切替日(資格喪失日)	備考
特例退職被保険者 (記号が1000)	切替申出書の受付日より異なります。受け付け次第、切替日等をご案内いたします。 ※原則、毎月10日までの受け付けで翌月11日切替日	シャープ健康保険証は、切替日以降にご返却いただきます。
任意継続被保険者 (記号が100)	保険料最終納付月の翌月11日 (10日が休日の場合は異なる)	切替日が迫ってこの申出書を提出される方は、シャープ健康保険証も添付してください。

#### 送付先

シャープ健康保険組合 保険証・給付金担当  
〒545-8522 大阪市阿倍野区長池町22番22号  
TEL: 06-6625-1329

資格喪失日				
事務長	副参事	係長	担当	

# 平成26年4月から 70～74歳の一部負担割合が 段階的に見直されます

平成20年度以降、70～74歳の被保険者および被扶養者の医療費の一部負担割合については、軽減特例措置により1割とされてきました。

平成26年4月以降は、世代間の公平の観点から、高齢者の生活に大きな影響が生じることがないように、新たに70歳になる被保険者等の一部負担割合から段階的に法定割合の2割に見直されます。



- 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者および被扶養者<sup>※1</sup>  
→70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分<sup>※2</sup>から療養にかかる一部負担割合を2割に引き上げ
- 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者および被扶養者<sup>※3</sup>  
→75歳になるまで、一部負担割合は1割に据え置き(特例措置の継続)

※1 誕生日が昭和19年4月2日以降の人 ※2 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は同年5月診療分から

※3 誕生日が昭和14年4月2日～昭和19年4月1日までの人

## ●70～74歳の被保険者等の一部負担割合と自己負担限度額(月額)

70～74歳の被保険者等の高額療養費算定にともなう自己負担限度額は、下表のとおりとなります。

### ▼平成26年4月から

	一部負担	自己負担限度額		
		外来(個人ごと)	世帯ごと	
現役並み所得者 <sup>*1</sup>	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]	
一般	1割 または 2割	12,000円	44,400円	
低所得者		Ⅱ <sup>*2</sup>	8,000円	24,600円
		Ⅰ <sup>*3</sup>		15,000円

※直近12カ月間に3カ月以上高額療養費に該当した場合、4カ月目以降は多数該当として、[ ]内の額に自己負担限度額が引き下げられます

- \*1 標準報酬月額28万円以上の人該当。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円、高齢者単身世帯で383万円に満たない場合は、健康保険組合に届け出れば一般と同様の一部負担となります
- \*2 70歳以上で世帯全員が市町村民税非課税の人
- \*3 70歳以上で世帯全員が市町村民税非課税で所得が一定水準(年金収入80万円以下等)を満たす人

## シャープ健保の高齢受給者証(70～74歳)

通常、70歳になると健康保険証とは別に「高齢受給者証」が交付されますが、シャープ健保では、**高齢受給者証を兼ねた健康保険証**を交付します。

該当する方には、負担割合を記載した新しい健康保険証を送付しますので、医療機関では「高齢受給者証」を兼ねていること、負担割合が記載されていることをお伝えください。



**TOPIX**

## 「データヘルス計画」が始まります!

2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」の中の「国民の健康寿命の延伸」を目指す新たな取り組みの1つとして、保険者が保有するレセプト(診療報酬明細書)や特定健診・特定保健指導などの情報を活用し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防につなげるため、2015年度からすべての健康保険組合が「データヘルス計画」を作成します。

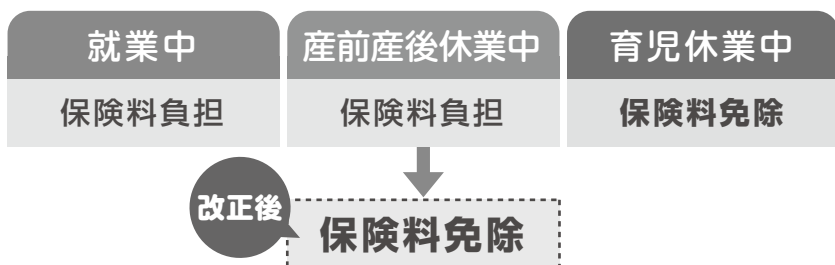
今後、その内容などについて、健保ホームページ等でご紹介してまいります。

# 平成26年4月から 産前産後の休業期間中も 保険料免除に



育児休業等期間中の健康保険料は、負担の軽減をはかるため、事業主からの申し出により被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されています。

さらに平成26年4月からは、産前産後休業期間中の健康保険料についても、事業主からの申し出により免除されることになりました。



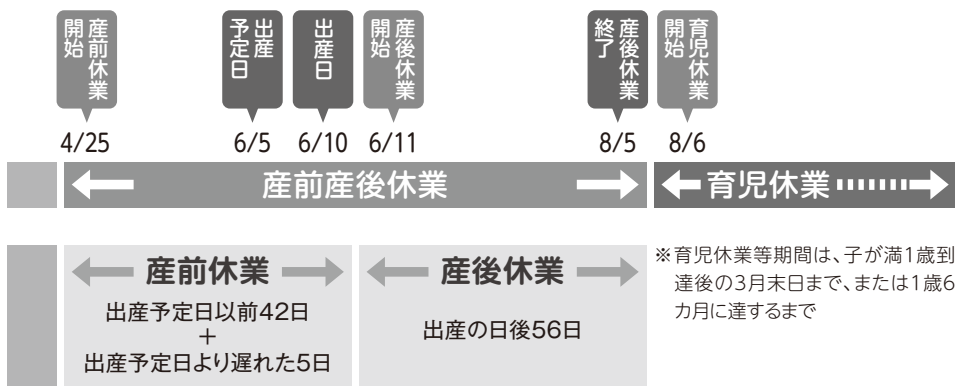
**産前産後休業期間とは？**

出産の日（出産の日が産前産後休業開始予定日より遅れた場合は、産前産後休業開始予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日の間のうち仕事を休んだ期間

## 産前産後休業中の健康保険料免除期間

産前産後休業を開始した日の含まれる月からその産前産後休業が終了する日の翌日が含まれる月の前月までの期間

**例** 産前産後休業開始予定日6月5日、  
出産日6月10日、産後休業後引き続き育児休業を開始する場合



● 産前産後休業期間 4月25日～8月5日

● 保険料免除 4・5・6・7月分

※平成26年4月1日の施行日前に産前産後休業を開始した場合は、施行日を休業開始日とみなします

← 4・5・6・7月分の保険料免除 →  
産前産後休業を開始した4/25の含まれる4月から終了する8/5の翌日が含まれる8月の前月(7月)まで

※育児休業等期間は、子が満1歳到達後の3月末日まで、または1歳6カ月に達するまで

※育児休業等期間も保険料は免除されます

## 産前産後休業終了後の標準報酬月額改定の特例

産前産後休業終了後に育児休業を取得せず復職し、育児等を理由に報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により標準報酬月額の改定をすることができます。

※標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日が含まれる月以後の3カ月間に受けた報酬(支払基礎日数が17日未満の月は除く)の平均額により決定し、その翌月から改定されます

※育児休業等終了後も標準報酬月額改定の特例があります



# 2014年度 特定健診のご案内

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、シャープ健康保険組合では40～75歳未満の方を対象に「特定健診」を実施しています。年に一度の生活習慣を見直す健康チェックのチャンスです。

生活習慣病は、高血圧症や脂質異常症、糖尿病など、長年の運動不足や食べ過ぎ、喫煙などにより引き起こされます。自覚しないうちに進んでいる可能性があります。ぜひ受診して生活習慣病を予防しましょう!!

## ◆2014年度 特定健診対象者について

2014年4月1日～2015年3月31日に到達年齢40～75歳未満のご本人(従業員・任意継続・特例退職者の被保険者)とそのご家族(被扶養者)。

ただし、次の(1)～(5)に該当する方は対象外となります。

- ① 2014年度途中で(健保)加入・脱退された方
- ② 現在妊娠中の方、もしくは2014年4月1日時点で出産後1年を経過していない方
- ③ 海外に居住している方
- ④ 2014年度に継続して6か月以上の長期入院をされた方
- ⑤ 介護・障害者施設等に入所している方

※年度内に上記対象外となられた方にも、特定健診「受診券」が届くことがありますが、その際は、受診券を使用しないでください。



## ◆特定健診の受診方法について

### 従業員の方

会社で実施する定期健診に特定健診項目が含まれていますので、定期健診を受診してください。

### 従業員以外の方

(従業員のご家族や任意継続・特例退職者ご本人とご家族)

対象者の方には、特定健診「受診券」を送付しますので、受診可能な医療機関に直接予約いただき、「**受診券**」と「**健康保険証**」の両方を持参のうえ、受診してください。

**窓口負担** 1,000円

**配布時期** 従業員のご家族：従業員を經由して5月末送付予定  
任意継続・特例退職被保険者：ご自宅へ4月末送付予定

### 受診可能な医療機関

健康保険組合ホームページに5月頃から順次掲載予定  
<http://kenpo.sharp.co.jp/home/top/index.html>



## ◆特定健診の実施状況報告

第一期(2008～2012年度)に、国が設定した特定健診の受診目標値は80%でしたが、当健保は67.8%と下回りました。

昨年度より第二期(2013～2017年度)に入り、国が設定した特定健診の受診目標値は90%です。

みなさんのご協力が必要不可欠となります。必ず特定健診をお受けいただきますようご協力をお願いします。

	第一期受診率	2013年度受診率 速報値(※)
シャープ健保	67.8%	61.9%
国の参酌標準	80.0%	90.0%

(※)2014年2月現在

人間ドックやパート先等で、定期的に特定健診の検査項目を受診されている方は、結果を代用したいため、検査結果のコピーをシャープ健康保険組合まで送付いただきたく、ご協力をお願いします。

お問い合わせ

### シャープ健康保険組合 健康づくり推進担当

- マルチ 8-611-6287 ● 直通 06-6625-1049
- E-メール [kenpo-kenkou@list.sharp.co.jp](mailto:kenpo-kenkou@list.sharp.co.jp)